

日加閣僚級環境政策対話に関する枠組み（仮訳）

日本国環境省とカナダ環境・気候変動省（以下「両省」という。）は、日本とカナダ（以下「日加」という。）が気候及び環境分野で同じ志を持つパートナーとして強力な二国間関係を築いてきたことを踏まえ、また、「環境及び気候変動」が 2021 年 5 月 3 日に両国の外務大臣が共同発表した「自由で開かれたインド太平洋地域に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」の 6 項目のうちの一つであることを考慮し、日加閣僚級環境政策対話（以下単に「対話」という。）の指針として以下の法的拘束力のない枠組み（以下「TOR」という。）に合意した。

1. 目的

両省は対話を以下の目的で設置する。

- (i) 関連する国内政策についての情報共有、ベストプラクティスの交換、インド太平洋地域における日加のより広範な協力への貢献を含む二国間協力の強化のため、気候及び環境に関する包括的な政策対話の場を提供する。
- (ii) 気候及び環境に関する二国間の政策論点、世界的動向及び顕在化している問題について、堅固でハイレベルな議論・意見交換を促進する。

2. 対話の構成と計画

- (i) 対話は、年一回又は事前に両省が合意した回数、対面、オンライン又はハイブリッド形式で、開催される。
- (ii) 対面の場合の開催地は、事前の両省の合意の下、日本若しくはカナダにおいて、又は国際会議の場にて、開催される。
- (iii) 対話の参加者は、対話の議題に貢献することを目的として、両省の合意の下、政府の他の省庁、非政府組織又は民間部門（例：クリーンテクノロジー企業）から、追加の職員、専門家又は代表者を招待することができる。
- (iv) 対話を支えるため、年二回又は両省により事前に合意された回数の局長級会合を開催する。この会合には、対話で取り上げられる課題に関する二国間の政策関与を促進するための追加の作業部会又は委員会の設立を含むことができる。

3. 主な議題

- (i) 対話は、両省の閣僚が、協力を強化する方法を含め、相互に関心のある気候・環境政策問題について包括的な政策対話を行うための場を提供するものである。
- (ii) 対話の議題は、日加双方にとっての新たな優先事項を確実に包含するよう、柔軟に設定される。

- (iii) 議論の土台となり得る政策課題には、例えば、以下のものが含まれる。
- (A) 新型コロナウイルス感染症の流行からのグリーンな復興を含む、グリーンな成長とクリーン技術
 - (B) 水素、アンモニア、二酸化炭素回収・貯蔵・利用（CCUS）技術を含むグリーン・エネルギー
 - (C) 炭素税及び排出量取引制度を含む、排出削減のための市場メカニズム・カーボンプライシング
 - (D) 2050年までの温室効果ガス実質ゼロ排出を実現する政策の実施
 - (E) インド太平洋地域の開発途上国への気候適応についての能力構築及び技術支援
 - (F) 生物多様性の保護及び自然を活用した解決策（NbS）
 - (G) プラスチック廃棄物及び海洋ごみの削減を含む循環経済への移行
 - (H) パリ協定第6条の早期実施に重点を置いた、多国間フォーラムにおけるパートナーシップの強化及び気候・環境問題に関する優先事項の推進

4. 費用

- (a) 各参加者は TOR の下で発生する費用を各々負担する。
- (b) TOR をもって両省が資金を保証するものではない。

5. その他の取り決め

- (a) TOR は両省による署名の日付をもって発効する。
- (b) 両省は書面による相互の同意をもって TOR を変更することができる。
- (c) いずれの省も、60 日前までに相手方に対して文書で通知することにより、TOR を解消することができる。

2022 年 11 月 17 日、TOR は英語及びフランス語で 2 通作成・署名され、各版は等しく原本として有効である。

日本国環境省

カナダ環境・気候変動省

環境大臣
西村明宏

環境・気候変動大臣
スティーブン・ギルボー